

17 権利を守る制度、サービス

① 成年後見制度

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分となり、財産管理や福祉サービスの契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難である方を保護、支援する制度です。成年後見制度の利用に関するお困りごとがあるときは、下記の山口市成年後見センターへご相談ください。

◆**法定後見制度**： 本人、四親等内の親族（身寄りのない方は市町村長）が、家庭裁判所に後見等開始の申し立てを行うことで、適切な援助者（成年後見人等）が選任されます。援助者は家庭裁判所の監督のもと、入院や入所の契約、財産管理などの援助を行います。

申し立て手続きに必要な書類は、家庭裁判所に用意されています。

◆**任意後見制度**： 本人が、判断能力が十分なうちに、前もって援助内容や後見人を決めておき、援助が必要となったとき、家庭裁判所に申し立てを行い、後見人の援助を受ける制度です。

公証人が作成する公正証書で契約を結んでおく必要があります。

●問合せ

山口市成年後見センター	TEL 083-934-2600
山口家庭裁判所	TEL 083-922-9148
山口公証役場	TEL 083-925-0035

② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、日常生活上の判断が十分にできず不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、下記内容の支援を山口市社会福祉協議会が行います。

●**内 容** 福祉サービスの利用手続きの支援や、日常生活に必要な金銭の出し入れ、大切な書類や印かんなどの預かり

●**手続き** 山口市社会福祉協議会との契約が必要です。

●**利用料** 1回（1時間程度）1,870円（生活保護世帯は無料）
重要書類の預かりは年間 6,300円

●問合せ

山口市社会福祉協議会	本所・北部支所	生活相談課	TEL 083-922-7900
	南部支所	生活相談担当	TEL 083-941-5505

③ 山口市消費生活センター

契約や取引についての不安やトラブルの相談のほか、悪質な電話勧誘や還付金詐欺、架空請求など、様々なトラブルに対応しています。また、多重債務などの借金の相談をお受けしています。

消費生活相談員が、クーリング・オフの助言、情報提供、各種関係機関のご紹介等、問題解決に向けての支援を行います。プライバシーや秘密は厳守しますので、困ったときは、一人で悩まずにご相談ください。

●問合せ（相談）

山口市消費生活センター 山口市役所本庁舎（山口総合支所2階）TEL 083-934-7171

●**相談日・時間**：毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00
（受付時間は16：30まで）

④ 高齢者虐待についての相談窓口

虐待に気づいたり、虐待かもしれないと思われた方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターか山口市基幹型地域包括支援センターへご連絡ください。

連絡を受けて、虐待防止のために状況に応じてさまざまな機関との連携をとりながら、適切な対応を行います。

【高齢者虐待の分類】

- 身体的虐待 …………… 外傷を負わせたり、負わせるような暴力をふるうなど
- 世話の放任（介護放棄） …… 十分な食事を与えない、長時間放置するなど
- 心理的虐待 …………… 著しい暴言や拒否的な対応により、心理的な外傷を与えるなど
- 性的虐待 …………… 性的な嫌がる行為をするなど
- 経済的虐待 …………… 勝手に財産を処分したり、金銭を使わせないようにするなど

相談窓口 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（51ページ参照）
山口市基幹型地域包括支援センター TEL 083-934-2758 FAX 083-934-2647

⑤ 認知症についての身近な相談窓口

家族や自分が認知症ではないかなど、認知症に関する心配ごとがあるときは、かかりつけ医へ相談しましょう。

その他、認知症やもの忘れに関する相談や認知症の方の介護の悩みなど、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（51ページ参照）や下記のもの忘れホットラインにご相談ください。



もの忘れホットライン ～認知症電話相談～

「最近、もの忘れが気になるな。どこに相談したらいいんだろう？」と思ったら、お気軽にお電話ください。65歳未満の方の相談にも応じています。

（*ご相談の秘密は守ります。）

TEL(083)922-2410 山口市高齢福祉課（山口市基幹型地域包括支援センター）
【時間】平日 8:30～17:00

担当地域の各地域包括支援センターでもご相談をお受けできます。

⑥ ほっと安心 SOSネットワーク事業

認知症や障がいなどにより、行方不明になった際に地域住民や協力事業者等の協力を得て、早期に発見する取組みです。

行方不明になる可能性のある人の情報を事前登録し、その方が行方不明になった際に家族等からの依頼により、身体的特徴や服装等の情報を協力事業者及び市民(防災メール等登録者)に配信し、情報提供をお願いするものです。

事前登録をされた方は、おでかけ見守り機器（GPS端末）の購入等にかかる費用助成を受けることができます。

●問合せ お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（51ページ参照）
山口市基幹型地域包括支援センター TEL 083-934-2792 FAX 083-934-2647